

動物愛護管理制度にかかると最近の動向

西山理行[†]（環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長）



1 動物愛護管理法の制定と見直しの経緯

昭和48年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律（動物法）」は平成11年の改正で「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」となり、基本原則に「動物が命あるものである

ことにかんがみ」等が追加されるとともに、動物の所有者の責務等が強化され、動物取扱業に対し届出制が導入された。

平成13年1月の中央省庁再編を機に同法は旧総理府から環境省に移管され、平成17年には、①動物愛護管理基本指針と動物愛護管理推進計画の策定、②動物取扱業の適正化（登録制の導入、動物取扱業の範囲見直し、動物取扱責任者の選定と研修の義務づけ、遵守すべき基準の制定）、③特定動物の飼養等規制の全国一律化と個体識別措置、④動物を科学上の利用に供する場合の配慮などを内容とする二度目の改正が行われた。

これまでの制定・改正は全て、「議員立法」で行われている。

2 今回の見直しにかかる背景

平成17年改正法の附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、改正法施行（平成18年6月）の5年後にあたる平成23年度を目途として施行状況の検討を行い、その後（平成24年の通常国会以降）、必要があれば所要の措置（法改正等）を行うことになる。

しかしながら、平成17年の改正後も、不適切な飼養、または必要な世話をせず放置すること等により動物の心身の健康を害する事例、動物の殺傷・遺棄等の事例などが後を絶たず、また、平成22年春には埼玉県飯能市内の正丸峠付近に多数の動物の死体が遺棄されていた事件が明るみに出、「動物の死体火葬・埋葬業」(仮称)の取

扱い等新たな規制導入の是非も含め、動物愛護管理制度の見直しに向けた議論の開始を早めるべきとの声が高まった。

こうしたことから、環境省では平成22年6月16日と7月15日に中央環境審議会動物愛護部会を開催し、動物愛護管理制度の見直しにおいて課題としてとりあげるべき事項の抽出・整理を行うとともに、今後の議論の進め方（体制とスケジュール）についても検討した。

3 動物愛護管理のあり方検討小委員会

今般の動物愛護管理制度の見直しにあたっては、専門や立場（動物愛護団体、動物取扱業者、行政、獣医師、学識経験者等）により意見の異なる事項があることも推測される他、規制の強化や新たな規制導入の是非、省令・告示等の改正のみによるべき部分の有無等、多様な観点から検討する必要がある。課題が非常に多く、その内容も多岐にわたることから、「審議会」の「部会」のもとに「小委員会」を設置し、そこで具体的な議論を進めることとした。

環境基本法第41条に基づいて設置されている「中央環境審議会」には現在14の部会が置かれており、そのうちの 하나가「動物愛護部会」である（中央環境審議会令第6条、中央環境審議会議事運営規則第4条）。今般の制度見直しにあたっては、同規則第8条に基づき、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、具体的議論の場とすることとした。

同小委員会は原則として公開で行われ、傍聴も可能（要事前登録、希望者多数の場合抽選）。議事要旨、配付資料等は随時、環境省ホームページで公開予定である。

<http://www.env.go.jp/council/14animal/yoshi14-03.html>

4 制度の見直しにおける主要課題

今般の制度見直しにあたり、次のような課題が想定されている。

※課題としてとりあげるべき主な事項を列挙したものの

[†] 連絡責任者：西山理行（環境省自然環境局総務課動物愛護管理室）

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

☎03-3581-3351 FAX 03-3508-9278

E-mail: MICHYUKI_NISHIYAMA@env.go.jp

であり、動物愛護管理のあり方検討小委員会等において、規制強化や制度改正の必要性等も含め、今後、議論・検討して行く内容である。

(1) 動物取扱業の適正化

- ・深夜販売（深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討）
- ・販売時間（展示時間や休憩時間等の具体的数値規制の検討）
- ・移動販売（特定の店舗を持たない販売形態規制の検討）
- ・インターネット販売（対面販売を行わない販売形態規制の検討）
- ・犬猫幼齢動物の販売日齢（販売日齢制限の具体的数値規制の検討）
- ・繁殖制限措置（繁殖年齢や回数の制限等の具体的数値規制の検討）
- ・飼養施設（犬猫のケージの大きさ等の具体的数値規制の検討）
- ・業種追加の検討（動物の死体火葬・埋葬業者、両生類・魚類販売業者、実験動物生産業者、老犬ホーム、動物愛護団体等の追加検討）
- ・業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）
- ・登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）
- ・関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討）
- ・登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討）
- ・動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）
- ・販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務事項の緩和の検討）

(2) 虐待の防止

- ・虐待の定義（法44条への具体的例（外傷が生じる暴行等）追記の必要性の検討）
- ・司法警察権（自治体職員の立入・捜査権限、動物の一時保護規制の検討）
- ・関係機関との連携（動物愛護部局、警察、動物愛護推進員等の連携の検討）
- ・闘犬等（闘犬、闘鶏、闘牛等、動物同士を闘わせることの禁止規制の検討）

(3) 多頭飼育の適正化

- ・届出制等の検討（「犬10頭以上は届出」等の制度の検討、化製場法との整理）
- ・適正飼養（適正飼養していない場合の立入調査、勧告・命令規定等の検討）

(4) 自治体等の収容施設

- ・収容施設等の基準（自治体の収容施設、飼養方法、公開基準等の基準化の検討）

- ・犬猫の殺処分方法の検討（苦痛のない安楽殺処分等の基準化の検討）

- ・犬猫の引取りルール（同じ飼養者・事業者等からの引取りの規制の検討）

(5) 特定動物

- ・施行令の見直し（学名記載の検討、選定基準・動物種の見直し等の検討）
- ・危険犬種の検討（ピットブル等の犬種の特定動物指定の検討）
- ・交雑種の検討（特定動物同士等の交雑種の特定動物指定の検討）
- ・特定動物移動時の手続き（簡素化の検討）

(6) 実験動物の福祉

- ・届出制等の検討（届出制又は登録制等の規制導入の検討）
- ・3Rの推進（代替法、使用数の削減、苦痛の軽減の実効性確保の検討）

(7) 産業動物の福祉

- ・5つの自由（法の基本原則への明記、産業動物飼養等基準の改正等の検討）

(8) 罰則の引き上げ

- ・現行規制の強化（個人懲役3年・罰金300万円、法人罰金1億円等の検討）

(9) その他

- ・犬猫のマイクロチップの義務化
- ・犬猫の不妊去勢の義務化
- ・飼い主のいない猫の繁殖制限
- ・学校飼育動物、公園飼育動物等の適正飼養の規定

5 今後のスケジュール等

今後、動物愛護管理のあり方検討小委員会等において、概ね次のようなスケジュールで議論を進めたいと考えている。小委員会の議論は平成23年秋頃までにはとりまとめ、必要があれば平成24年の通常国会に改正法案を提出することになる。ただし、緊急性の高い案件を含む「動物取扱業の適正化」については平成23年初めにもとりまとめ、全体の法改正等を待たずに対応できる部分がないか等について検討したいと考えている。

所謂“不幸な動物”を減らすためには、動物を扱う全ての関係者の「意識」向上が不可欠かつ最重要であることは言うまでもないが、それを支える効果的な「制度」づくりについても真剣に追求していきたい。

平成22年

- 6月16日：中央環境審議会動物愛護部会（課題の整理、スケジュール案等）
- 7月15日：中央環境審議会動物愛護部会（小委員会設置、委員の選考等）

- 8月10日：小委員会①「検討事項概要，検討スケジュール等」
- 9月15日：小委員会②「関係者ヒアリング①（動物愛護団体関係者等）」
- 9月16日：小委員会③「関係者ヒアリング②（ペット業界関係者等）」
- 10月19日：小委員会④「動物取扱業の適正化」（深夜販売，販売時間，移動販売，インターネット販売，犬猫幼齢動物の販売日齢，繁殖制限措置，飼養施設）」
- 10月20日：小委員会⑤「動物取扱業の適正化」（引き続き議論）」
- 11月8日：小委員会⑥「関係者ヒアリング③（ペット葬祭業，観賞魚販売業関係者等）」
- 11月9日：小委員会⑦「関係者ヒアリング④（動物園水族館関係者等）」
- 11月29日：小委員会⑧「動物取扱業の適正化」（業種追加の検討，業種緩和の検討，登録制の検討，関連法令違反時の扱い，登録取消強化，動物取扱責任者研修の緩和，販売時説明義務の緩和）」
- 12月6日：小委員会⑨「動物取扱業の適正化」（引き続き議論）」

平成23年

- 1月中：小委員会⑩「動物取扱業の適正化」（引き続き議論）」
- 2月中：小委員会⑪「動物取扱業の適正化」
 ※「中間とりまとめ」（「動物取扱業の適正化」に関すること）
 →「動物取扱業の適正化」に係る規制強化等前倒しの可能性について検討。
 （3月以降，中央環境審議会動物愛護部会の小委員会における「中間とりまとめ」をパブリックコメントに付したうえで，法制局等にその内容の実施方法

について協議。協議結果を踏まえ，法改正を行わなくても省令・告示の改正で規制可能な案件があれば，中央環境審議会において検討のうえ実施。）

- 2月中：中央環境審議会動物愛護部に「中間とりまとめ」報告
- 3月中：小委員会⑫「関係者ヒアリング⑤（自治体等）」
 ：小委員会⑬「虐待の防止」「多頭飼育の適正化」「自治体等の収容施設」
- 4月中：小委員会⑭（引き続き議論）」
- 5月中：小委員会⑮「関係者ヒアリング⑥（特定動物関係者，実験動物関係者等）」
 ：小委員会⑯「関係者ヒアリング⑦（産業動物関係者等）」
 ：小委員会⑰「特定動物」「実験動物の福祉」「産業動物の福祉」「罰則の引き上げ」「その他」
- 6月中：小委員会⑱（引き続き議論）」
- 7月中：小委員会⑲「小委員会報告書(案)」議論
- 9月中：小委員会⑳（引き続き議論）」
- 10月中：小委員会㉑「小委員会報告書」作成
 ：中央環境審議会動物愛護部に「小委員会報告書」を報告
 ：「小委員会報告書」パブリックコメント（約1カ月間）

11月中以降：改正法案作成準備

平成24年

- 2月～3月：改正法案を通常国会に提出
- 4月～6月：改正法成立，公布
- 6月中：省令・告示改正案件を中央環境審議会へ諮問（動物愛護部会へ付議）
 （公布後1年以内の施行。それまでの間に，省令・告示案について，中央環境審議会で審議）